

別冊（参考資料）

・ 議題 1 p 1

・ 議題 2 p 2

議題 1 佐賀県資源管理方針の一部改正について

特定水産資源	3月3日佐賀県有明海区委員会	6月10日佐賀県有明海区委員会
ぶり	令和7年7月1日からブりが特定水産資源に追加 されることに伴い別紙1に記載を追加（本冊18 ページ）	もじゃこに関する記載の追加（本冊18ページ）
ごまさば		令和7管理年度より、ごまさばの系群名が「東シナ 海系群」から「対馬暖流系群」に変更※されること に伴い別紙1の系群名称を変更（本冊14ページ）

※ 名称変更理由（水産庁確認）：①ごまさばは日本海側でも漁獲される、②資源評価の参画県に令和5年度から青森県か
ら山口県にかけての日本海側の府県が入った（令和4年度までは日本海側の九州各県のみ参画）等が挙げられる

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 7 1 号

漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 2 0 条第 1 項の規定により、佐賀県有明海区におけるウミタケの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会がウミタケ資源の保護に支障がないとして特に認めた場合は、この限りでない。

令和 7 年 5 月 3 0 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 ウミタケの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 3 1 日までとする。